

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第46号



## 留守番電話の応答メッセージを変更して、詐欺や消費者トラブルを防ごう

どうして必要なの？

電話がきっかけになり、詐欺の被害に遭うことや、悪質業者とトラブルになるケースが後を絶ちません。突然かかってくる電話は、相手を確かめずに出してしまいがちですが、電話に出なければ詐欺や悪質商法の被害にあうこともありません。そこで誰でも簡単にできる対策は、自宅の電話を在宅中でも留守番電話に設定しておくことです。

留守番電話に設定中でも、受話器を取れば必要な電話に出ることができますし、不要な電話なら直接相手と話をしないことも可能です。

「留守電だと不在だと思われて空き巣が心配」「在宅なのに留守電だと失礼かな」と思われる方は、応答メッセージを変更しましょう。変更することで、「我が家はいつも警戒しています」と宣言することになります。

電話を悪用する者は、音声を録音されて証拠が残ることを嫌います。留守番電話を活用して不審な電話を防ぎましょう。

応答メッセージの例

ほとんどの固定電話は、留守番電話の応答メッセージを変更することができます。

①「ただいま、防犯対策のため留守電設定しております。すぐに折り返します。発信音のあとにお名前とご用件をお願いします」

②「振り込め詐欺や悪質商法などの対策のため、在宅中でも留守番電話に設定しています。お手数ですが、発信音のあとにお話ください」

③「詐欺などの防犯対策のため、通話前にお電話をいただいています。確認をさせていただきます。お手数ですが、発信音のあとにお名前とご用件をお話ください」など録音しましょう。ご家族(特にお孫さん)の声で録音するのもお勧めです。

その他、通話を自動で録音する機能や装置を利用することも効果的です。



### 相談事例紹介

## 簡単にもうかるという「情報商材」に注意！

### 今月の相談

ネットで副業を探していたところ、「在宅で簡単に稼げる」「サポート保証」という広告を見つけ、そのノウハウがわかるという情報商材をクレジットカードで30万円で購入したが、情報は役に立たず、サポートもしてくれない。返金して欲しい。

情報商材とは、高収入を得るための方法として、インターネットで販売される情報をいいます。内容はブログの広告収入をうたうネットビジネス、転売ビジネス、仮想通貨、FX、ギャンブルなどの情報ですが、最近はこちらに関するトラブルが全国的に急増しています。

トラブルに至る経緯は、インターネットで「もうかる方法を教えます」「誰でもすぐに稼げます」等の広告を見て契約したものの、契約前にその中身を確認することはできないため、実際に見てみると、有益な情報は得られなかったというケースがほとんどです。

この相談では事業者が対応してくれなかったため、早急にクレジットカード会社へ請求の取消しを申し出るように助言し、その後、経緯書を作成して送付することになると説明しました。このようにこの手の契約は、解約や返金が非常に困難です。事業者とやり取りしたメールや広告の画面は、このような場合の証拠になりますので必ず保存しておきましょう。

いずれにしても、簡単にもうかる話はありません(あっても他人には教えません!)情報商材は詐欺まがいのものが多く存在するため、契約にあたっては慎重に検討してください。

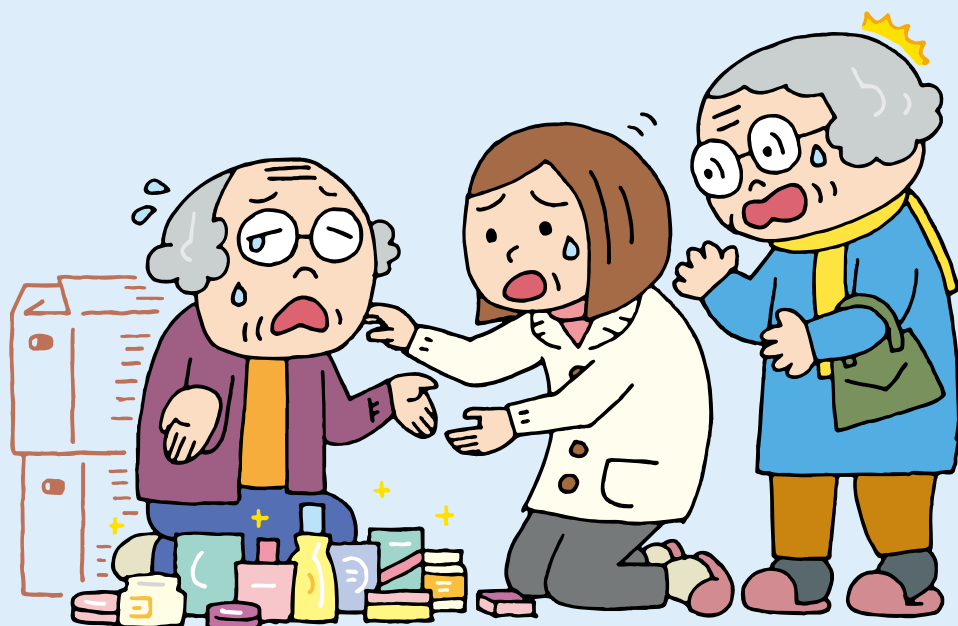
☎ 幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター
	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	

## 見守り 新鮮情報

叔母が、「通帳に3千円しか残っておらず**生活費が無くなった**」と私の母に相談してきた。母と一緒に叔母の家に行くと、**化粧品が山のように**あった。書類等を調べると、**長期間**に渡って契約していたようで、**約5百万円**も支払っていた。叔母に

よると、担当から「こちらが質問すること全てに『ハイ』とだけ言うように」と言われ、契約を**強要**されていたという。  
(当事者: 80歳代女性)



©Kurosaki Gen

# 深刻な高齢者の消費者被害 見守りで防止しましょう

## ひとこと助言

様子に気をつけて



見守るくん

- 高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が寄せられています。周囲の人が気付いたときには高額を支払い後だったというケースも見られます。
- このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻りに連絡を取っておき、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。
- 少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。家族や周囲の方も相談できます。